

# 一般廃棄物処理基本計画

平成20年3月

さぬき市

## 目 次

第1章	
1 背景	1 P
2 法的基盤の整備	1 P
3 計画の趣旨	1 P
第2章 計画の基本事項	
1 計画の位置付け	2 P
2 計画の期間	2 P
3 対象となる廃棄物	2 P
第3章 現状	
1 一般廃棄物（ごみ）の現状	3 P
（1）収集・搬入の概要	3 P
（2）収集・搬入・処理実績	3 P
（3）再生利用の状況	4 P
（4）最終処分の状況	5 P
（5）処理施設の状況	5 P
（6）ごみ処理経費	5 P
2 排出量の将来予測	5 P
第4章 ごみ処理基本計画	
1 基本計画	5 P
（1）基本方針	5 P
（2）ごみ処理体系	5 P
（3）ごみの処理主体	7 P
（4）目標値の設定	7 P
（5）ごみの発生量及び処理量の計画予想	8 P
（6）排出抑制・再資源化計画	8 P
（7）ごみの分別計画	9 P
（8）収集運搬計画	9 P
（9）中間処理計画	10 P
（10）最終処分計画	10 P
（11）減量化・循環的利用の推進	10 P
（12）適正処理の推進	10 P
（13）処理施設の確保と適正な維持管理	10 P
参考資料	
1 香川県東部地域 循環型社会形成推進地域計画	11 P

## 第1章

### 1 背景

わが国の高度経済成長において展開させてきた社会経済システム、すなわち大量生産・大量消費型の経済活動は、私たちの生活を大変豊かなものにしましたが、他方で大量廃棄型の社会として物質循環の環を断つことにより膨大な量の廃棄物が生じるとともに、廃棄物の多様化に伴う処理の困難化や不適切な処理による環境負荷の高まりは、私たちの生活に深刻な影響を与えています。

このため、国においては、従来の社会経済システムを見直し、廃棄物発生量の抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の適正な推進を図り、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した取り組みを進めております。

さぬき市においても、「さぬき市総合計画基本構想」において、まちづくりの基本目標のひとつとして、環境づくりを掲げております。

これは、社会のあらゆる面で循環・環境保全の思想を根付かせ、自然の持つゆとりとやすらぎを大切にしたい、うるおいある環境のまちづくりを進めるとともに、自然の恵みや豊かさを暮らしの中で実感できるように、環境に配慮した省資源・リサイクルの循環型社会の実現を目指し、生活者の視点で真の豊かさを実感できる、質の高い住みやすい環境づくりを進めることとしております。

また、「さぬき市総合計画基本計画」の基本施策として自然環境保全と環境に配慮したまちづくりを掲げ、エネルギー・資源循環型社会のまちをつくることを目標としているところであります。

### 2 法的基盤の整備

国は、21世紀の経済社会のあり方として環境と経済を統合した持続可能な発展を志向する「循環型社会」の実現に向け、「循環型社会形成推進基本法」を制定したのをはじめ、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器リサイクル法）」、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」などの各種リサイクル法の制定や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」などの改正を行うとともに「国等による環境物品等調達推進法（グリーン購入法）」を制定するなど、循環型社会の形成に向けた取り組みの法的基盤を整備してきております。

また、事業者による自主的取り組みとして「資源有効利用法」に基づいて家庭のパソコンを再資源化する、パソコンリサイクルや拡大生産者責任のもと、自動二輪リサイクルを開始するなど、循環型社会実現に向けて積極的な事業展開がなされております。

### 3 計画の趣旨

このような廃棄物を取り巻く実態と諸情勢の変化を踏まえ、従来の社会経済システムから脱却し、循環型社会の実現と地球温暖化防止を図るため、市民・事業者及び行政が、それぞれの適切な役割分担と責任のもと、自主的かつ積極的に取り組みを進める基本的方策として「さぬき市一般廃棄物処理基本計画」を策定します。

## 第2章 計画の基本事項

### 1 計画の位置付け

「さぬき市一般廃棄物処理基本計画」は「さぬき市総合計画基本構想」に基づく「自然環境保全と環境に配慮したまちづくり」の一環であり、自立する都市を実現するための部門計画として位置付けます。

また、同時に廃棄物処理法第6条第1項（一般廃棄物処理計画）の規定に基づく法定計画です。

### 2 計画の期間

計画の期間は、平成21年度から平成32年度までの12年間とし、平成32年度を目標年次とします。

### 3 対象となる廃棄物

計画の対象となる廃棄物は、廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物\*1とする。し尿及び浄化槽汚泥等についても「香川県全県域生活排水処理構想」に基づき、適切な処理を推進するものとする。

\*1 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

廃棄物とは、ごみ・粗大ごみ・燃え殻・汚泥・ふん尿・廃油・廃酸・廃アルカリ・動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物をいう。

### 第3章 現状

#### 1 一般廃棄物（ごみ）の現状

##### (1) 収集・搬入の概要

可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみはステーション方式、粗大ごみはステーション方式と一箇所方式による収集を行っている。

排出容器については、可燃ごみは指定ごみ袋、不燃ごみは透明な袋、コンテナ、資源ごみは、缶、びん、古紙、古布、鉄、ペットボトルに分別してネット・コンテナ等としている。粗大ごみは旧志度町・旧津田町はシールを貼ってステーションに出している。

旧長尾町・旧寒川町・旧大川町は決まった収集場所に持っていく手数料を払って引き取ってもらう。

可燃ごみを入れる家庭ごみ用指定袋は 大 400 円／10 枚・中 300 円／10 枚・小 200 円／10 枚で販売している。

##### (2) 収集・搬入・処理実績

全国、香川県及び本市のごみの総排出量の推移は若干の増減があるものの、概ね横ばい傾向にある。平成18年度一人一日当たりのごみ排出量は902g、香川県平均1,020g（平成17年度）、全国平均1,131g（平成17年度）である。

一般廃棄物排出状況

t／年

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
総人口		57,403	57,405	57,174	55,753	55,687
可燃ごみ	家庭系	11,458	11,750	11,853	11,631	11,704
	事業系	3,510	3,373	3,385	3,700	3,405
	計	14,968	15,123	15,238	15,331	15,109
不燃ごみ	家庭系	862	1,160	1,123	913	932
	事業系					2
	計	862	1,160	1,123	913	934
資源ごみ	家庭系	1,961	2,083	2,034	2,068	2,164
粗大ごみ	家庭系	123	133	85	116	123
	事業系					9
	計	123	133	85	116	132
合計	家庭系	14,404	15,126	15,095	14,728	14,923
	事業系	3,510	3,373	3,385	3,700	3,416
	計	17,914	18,499	18,480	18,428	18,339
一人一日排出量(g)		855	883	886	906	902

(3) 再生利用の状況

本市のごみの再生利用量の推移は、各種リサイクル法の整備などもあり、再生利用量・リサイクル率は、概ね増加・上昇傾向にある。

平成18年度の資源化率は、26.6%、全国平均は、19.0%（平成17年度）、香川県平均は20.8%（平成17年度）であり、本市は、全国・香川県を上回る状況である。

再生利用状況

t/年

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
ごみの総排出量 ①		17,914	18,499	18,480	18,428	18,339	
資源化量	市の資源ごみ回収による資源化量	紙類	966	1,063	1,065	1,150	1,280
		金属類	413	451	430	362	319
		ビン類	533	512	475	464	458
		ペットボトル	40	42	51	72	74
		布類	9	15	13	20	33
		その他	0	0	0	0	0
		計	1,961	2,083	2,034	2,068	2,164
	溶融施設における資源化量	メタル	438	447	527	455	426
		スラグ	1,516	1,732	1,897	1,906	1,708
		溶融飛灰	0	630	596	662	588
計		1,954	2,809	3,020	3,023	2,722	
合計 ②		3,915	4,892	5,054	5,091	4,886	
資源化率 ②/①		21.9%	26.4%	27.3%	27.6%	26.6%	
住民回収資源化量	紙類	845	691	719	640	596	
	金属類	14	11	11	10	0	
	布類	34	34	36	32	28	
	計 ③	893	736	766	682	624	
リサイクル率(②+③)/(①+③)		25.6%	29.3%	30.2%	30.2%	29.1%	

#### (4) 最終処分の状況

本市のごみの最終処分は、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみについては溶融処理によってメタル・スラグ・飛灰になりこれらは全て再資源化され、資源ごみについても再生処理業者において再資源化されている。

#### (5) 処理施設の状況

本市外2市町で設置している、香川東部清掃施設組合（香川東部溶融クリーンセンター）を中心に六番作業所（旧志度町：倉庫）、津田クリーンセンター（旧津田町：破碎機・缶類選別圧縮機・ストックヤード）、紙漉粗大ごみ集積場（旧長尾町：缶類選別圧縮機・ストックヤード）及び筒野作業所（旧大川町：ストックヤード）がある。

#### (6) ごみ処理経費

本市のごみ処理経費は、平成18年度1人当たり8,679円（香川東部清掃施設組合償還金除く）となっている。1人当たりのごみ処理経費の全国平均は、15,400円、香川県平均は、15,300円（いずれも平成15年度建設改良費と処理維持管理費）となっている。

### 2 排出量の将来予測

香川県において過去5年間（平成11～15年度）の実績値（自家処理量を除く）を基にした将来予測数値は、平成22年度には1人1日当たりの排出量が1,125グラムになると予想している。

## 第3章 ごみ処理基本計画

### 1 基本計画

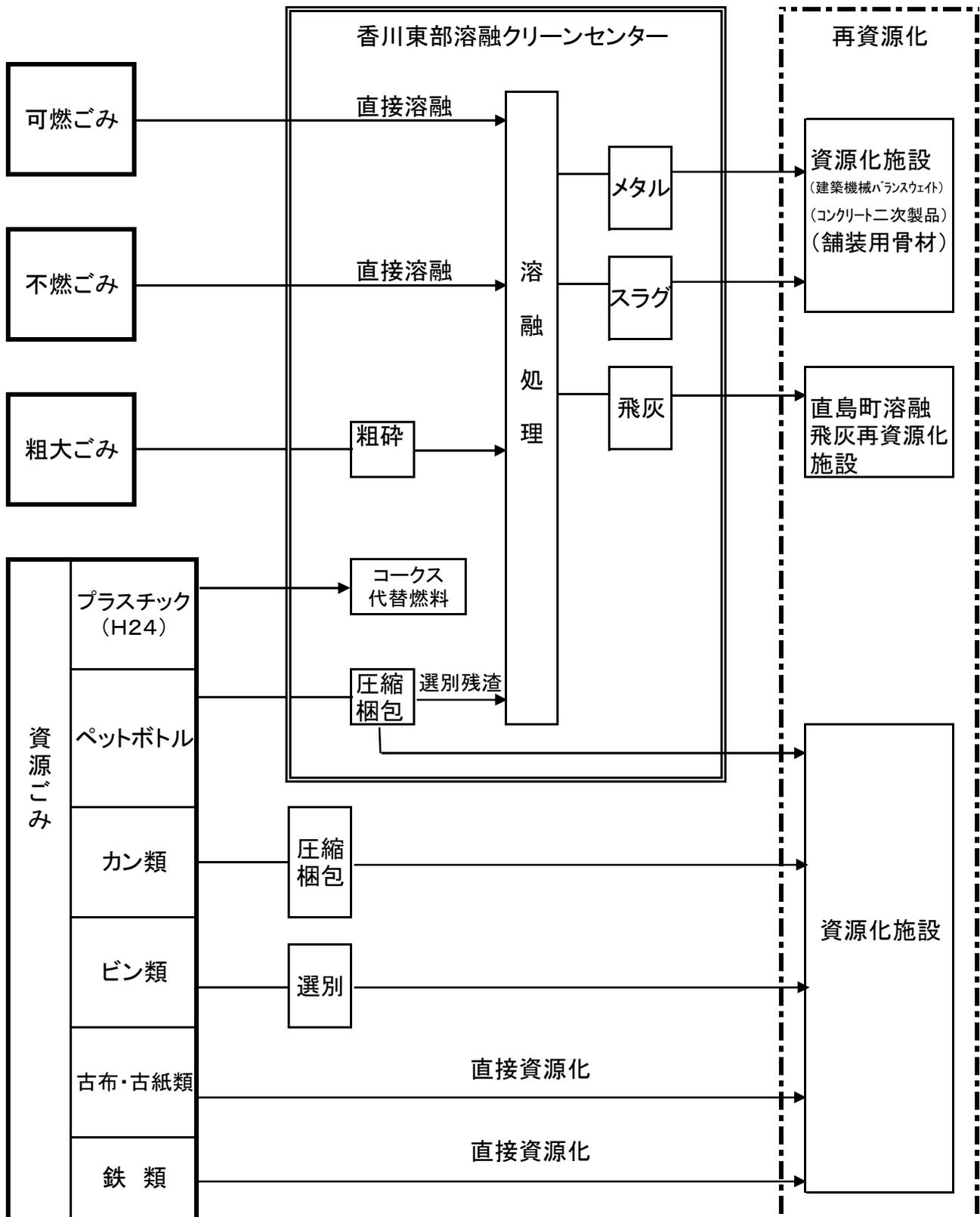
#### (1) 基本方針

20世紀における大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動から、国民のライフスタイルの見直しにより、資源を効率的に利用してごみを出さないこと、出してしまったごみは資源として有効利用し、どうしても利用できないごみは適正に処分して持続的発展が可能となる社会（循環型社会）への指向が求められている。本計画においても、本市の特性を考慮しつつ、環境への負荷の低い持続可能な社会の形成を行うものとする。

#### (2) ごみ処理体系

本市が目標年度における処理システムの概要を図に示す。

ごみ処理体系図(案)



### (3) ごみの処理主体

目標年次における一般廃棄物の処理主体は、表のとおりとする。

#### ごみ種類別処理主体

	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ
収集・運搬	市	市	市	市
中間処理	東部清掃	東部清掃	市・東部清掃	東部清掃
最終処分	—	—	—	—

### (4) 目標値の設定

本市における排出抑制、再生利用に関する基本目標値を示す。

本市の基本目標は、本市総合計画を考慮して設定を行う。

#### 排出抑制、再生利用に関する基本目標値（案）

	基本目標値（平成32年度）
ごみ排出量	約 6 %削減（平成18年度比） 一人一日排出量 848g （平成18年度実績 902g）
リサイクル率	35% （平成18年度実績 29.1%）

## (5) ごみの発生量及び処理量の計画予想

t/年

	平成18年度	平成19年度	平成22年度	平成27年度	平成32年度
総人口	55,687	54,883	56,600	54,800	52,800
可燃ごみ	15,109	14,812	15,122	13,803	13,010
不燃ごみ	934	895	913	866	817
資源ごみ	2,164	2,057	2,100	2,532	2,401
粗大ごみ	132	125	128	121	114
合計	18,339	17,889	18,263	17,322	16,342
一人一日 排出量(g)	902	893	884	866	848

※ H18・H19は10月1日現在の人口

※ H22・H27・H32の予想人口は香川県将来人口

(国立社会保障・人口問題研究所による推計 H15.12)

※ H27よりプラスチック排出量を増加(一人一日当たり27g 牟礼町実績より)

## (6) 排出抑制・再資源化計画

本市においては、市民の協力によりリサイクル率は上昇している。しかし、環境への負荷の少ない循環型社会への転換を図るためには増加傾向にある総排出量を削減する必要がある。

市民は、ライフスタイルの見直し等により、商品の購入・使用・排出の各段階において、家庭系一般廃棄物の排出量の削減が図られるよう、努めることが必要である。

市は、廃棄物収集の有料化を行っているところであるが、自らも率先して廃棄物の排出抑制行動をとる必要がある。

## ① 市による方策

- ・ 分別形態・排出基準を明確にし、住民に対し分別管理の徹底・指導を行っていく。
- ・ ごみ処理負担の公平化、排出抑制策として必要に応じてごみ処理料金の見直しを検討する。
- ・ 事業者に対して排出抑制・減量化・資源化の推進への協力を要請する。
- ・ 庁舎、公共施設における排出抑制の推進、庁用品、公共関与事業における再生品の使用を促進する。

## ② 住民にむけての方策

- ・ 住民に排出者として分別の徹底等、その責任を明確にし、市のごみ処理事業への積極的な協力を求めていく。
- ・ 家庭電気製品等の再利用、活きビン・紙パック・白色トレイ等のスーパーや販売店への返却等、民間の再資源化ルートを活用するよう、積極的なPR・指導を行っていく。
- ・ ごみ減量化、処理経費の節減及び土壌改善を図る有機質肥料として活用できるコンポスト及び、家庭用生ゴミ処理機への利用促進。
- ・ フリーマーケット等により、ごみとして排出する前に再利用することへの啓発に努める。
- ・ 買い物袋持参の啓発を行い、小売包装の抑制を行う。
- ・ 住民（個人・団体）が不用品交換等の活動を気軽に行えるよう側面からの支援を検討する。併せて、住民の排出抑制・再資源化意識の向上を図る。

## ③ 事業者に向ての方策

- ・ 事業者の排出責任を明確にし、市のごみ処理事業への積極的な協力を求めていく。
- ・ 産業廃棄物と一般廃棄物の区分を明確に認識するとともに、事業系一般廃棄物についても自らの責務による処理に努めるよう指導する。
- ・ 拡大生産者責任による廃棄物の発生抑制や循環資源の循環利用及び適正利用及び適正処分を行うよう指導する。
- ・ 流通業者による廃棄物の自主回収の徹底を要請する。
- ・ 過剰包装の自粛に努めるよう指導する。
- ・ 各種リサイクル関連法への協力を要請する。

## (7) ごみの分別計画

本市のごみの分別形態は、大別して「可燃ごみ」「不燃ごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」の4種に分別され、資源ごみは「缶類」「ビン類」「紙・布類」「ペットボトル」「鉄類」「プラスチック」に分類し収集する。その他の分別については、費用対効果を含めた上で慎重に検討をする。

## (8) 収集運搬計画

現在、本市では市内全域を収集区域としており、今後もこの方針を継続し、収集効率の向上と衛生上の観点よりステーション管理を指導する。

また、分別方法の変更や地区別人口の動向等に伴い、必要に応じて収集体系全体の見直しを検討していく。

#### (9) 中間処理計画

本市の中間処理は、熔融処理と資源化処理に別れる。可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの中間処理については、ごみ収集後直接熔融処理をする。

資源ごみの中間処理については、資源化施設における処理と直接資源化があり、資源化施設における処理とは、資源化を目的として選別・圧縮・梱包等を行う施設で資源化処理をして再生業者等に引き渡すこと。直接資源化とは、資源化施設を経ずに直接（保管を含む）再生業者等に引き渡すことである。

資源化処理に伴って発生した残渣は熔融処理をする。

#### (10) 最終処分計画

熔融処理（中間処理）に伴ってメタル・スラグ・熔融飛灰が発生する。

メタル・スラグについては全量資源化物として再利用される。飛灰については香川県直島町熔融飛灰再資源化施設で資源化（金属回収・製錬原料化）される。よって本市においては最終処分を行わない。

#### (11) 減量化・循環的利用の推進

廃棄物の分別収集をより一層徹底する必要がある。市民は、市が設定する区分に応じて適切に分別排出を行い、廃家電や使用済み自動車等については、法に基づき事業者と協力していくことが必要である。また、事業者は、拡大生産者責任（EPR）の考え方を徹底し、生産者が製品の循環利用や適正な処分に係る責任を負う廃棄物処理システムを構築していくことが必要である。

#### (12) 適正処理の推進

廃家電などの不法投棄を防止するとともに、廃棄物処理法の基準に適合しない廃棄物の野外焼却などによる生活環境への影響を防止する必要がある。また、地震や台風などの災害発生時に災害廃棄物の処理が適切かつ迅速に行えるよう、災害廃棄物の処理体制を確立する必要がある。

#### (13) 処理施設の確保と適正な維持管理

既設の処理施設を適正に維持管理することにより、安全で安心できる廃棄物処理を継続していく。

## 参考資料

### 1 香川県東部地域 循環型社会形成推進地域計画

- ・ 事業主体 香川県東部清掃施設組合・さぬき市・東かがわ市・三木町
- ・ 計画期間 平成23年度～平成27年度

#### ① 香川県東部清掃施設組合における計画

東部地域全域（さぬき市・東かがわ市・三木町）において、平成24年度に竣工予定のプラスチック等再資源化センター（仮称）によりプラスチックごみ及び金属類の破碎選別処理、並びに発泡スチロールの減容化処理によって資源化を図る。

#### ② さぬき市における計画

平成24年度（予定）に津田クリーンセンター施設を解体し、跡地に市全体の資源ごみのストックヤードを整備しごみ処理コストの削減を図る。